

## 工事現場事故“ゼロ”促進運動

### 平成 31 (2019) 年度 「重点安全対策 5 項目」

平成 30 (2018) 年度の工事事故発生件数は、記録が残る平成 20 (2008) 年度以降で最多 (47 件) となってしまいました。そのうち 19 件 (40%) が労働災害事故であり、作業員が休業 4 日以上となる事故も発生している状況です。事故要因の多くは作業員の不注意や作業手順の不徹底であり、未然に防げる事故でありました。

加えて、本年度も既に 3 件 (4 月 18 日時点) の工事事故が発生しており、建設工事の安全対策における非常事態と言わざるを得ません。

本年度は昨年度の事故の傾向等を踏まえ、特に以下の 5 項目について重点的に安全対策を講じ、発注者・受注者共に全力を挙げて事故防止に万全を期すこととします。

また、重点安全対策項目に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事故防止に努めることとします。

#### [ 重点安全対策 5 項目 ]

I. 資機材等の下敷き、挟まれ、工具等取扱事故防止！

II. 通行者等への損害事故防止！

III. 架空線及び地下埋設物等の破損防止！

IV. 足場・法面等からの墜落による人身事故防止！

V. 熱中症の防止！

## I. 資機材等の下敷き、挟まれ、工具等取扱事故防止

平成 30(2018)年度においては、資機材等の下敷き、挟まれによる人身事故が 5 件、部材の加工作業等による自らを負傷する事故が 3 件発生したが、**昨年度に比べ特に増加した工事事務種別**であった。

そこで、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

### 重点安全対策項目

#### ① 【危険性の調査（リスクアセスメント）と安全管理活動の徹底】

- ・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画に反映する。
- ・施工中における現場の施工条件と施工計画とが一致しない状況になった場合は、速やかにその原因を調査分析し、施工計画に反映させ、適切な施工管理に努めること。
- ・安全管理活動として、安全朝礼、安全ミーティング、安全点検等の実施を徹底する。

#### ② 【飛来落下等の防止対策の徹底】

- ・物体の飛来落下等により危険が生じることが想定される場合は、防網設備の設置、立入禁止区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。

#### ③ 【玉掛作業】

- ・ロープが滑らない吊り角度・あて物・玉掛け位置等、荷を吊った時の安全を事前に確認すること。

#### ④ 【作業員に対する作業方法の周知】

- ・建設機械の転倒や人との接触の恐れのある作業においては、作業実施前に作業員に対し、転倒、接触等を防止するために必要な作業手順を周知・徹底する。

#### ⑤ 【工具等取扱事故防止】

- ・作業員等の年齢や経験を問わず、単純軽微な作業であっても個々が自らの中の“慣れ”を排除し、作業中は目の前の作業に集中すること。
- ・特に高温多湿な環境下での作業等は、体力の消耗と共に注意力が散漫になることから、良好な作業環境の確保や適切な休憩時間等を設けること。

(※平成 31(2019)年度新規項目：\_\_\_\_\_)

## Ⅱ. 通行者等への損害事故防止

平成 30(2018)年度においては、通行者等への損害事故が 16 件発生した。そのうち 10 件は**除草作業に伴う飛石**であり、走行中の車両を破損させるもので交通事故へとつながる可能性があった。

そこで、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

### 重点安全対策項目

#### ①【適切な交通誘導の実施】

- ・ 工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置すること。
- ・ 事前に具体的な誘導方法、合図等を確認すること。
- ・ 一般公道へは、あらかじめ定められた場所・方法によって出入りすること。

#### ②【狭い作業空間での安全確保】

- ・ 空間的に逃げ場が無いような場所での作業では、運転者、作業員及び作業指揮者との間で作業方法、作業手順等の作業計画を事前によく検討し、安全確保の対策をたてること。

#### ③【一般車両、歩行者等の通行部分における良好な路面の確保】

- ・ 工事施工中に工事現場内及び仮設通路等を一般の通行に開放する際は、車両、歩行者が安全に通行できる良好な路面の確保に留意すること。
- ・ 段差が生じる場合は、段差対策と注意喚起を行うこと。

#### ④【保安施設等の設置状況の確認】

- ・ 保安施設や現場で保管している資材等が、強風等で飛散・倒壊しないよう点検を確実にすること。

#### ⑤【交通事故の防止】

- ・ 危険が予想される箇所には安全かつ通行を妨げとにならないよう看板・標識類を設置し、注意喚起を行うこと。また、看板・標識類は視認性があるものを使用すること。

#### ⑥【除草作業等における飛散の防止】

- ・ 飛散防止ネット等の確実な設置と適切な配置の徹底をすること。
- ・ 草刈り箇所の事前確認を行うこと。
- ・ 伸びている草は複数回で刈るなど刈り高さを調整すること。
- ・ 飛散防止ネットのサイズを大きくすること。
- ・ 草刈りの角度、飛散防止ネットの位置を確認すること。
- ・ 長尺な飛散防止ネットや飛石飛散防止対策の施された機材の利用に努めること。

(※平成 31(2019)年度新規項目：\_\_\_\_\_)

## Ⅲ. 架空線及び地下埋設物等の破損防止

平成 30(2018)年度においては、地下埋設物等の損傷事故が 6 件、架空線等の損傷事故が 4 件発生した。そのうち 1 件では NTT ケーブルの切断により、約 40 軒の電話が一時不通になるなどの影響を与える事故となった。

架空線及び地下埋設物等の破損事故は、例年注意喚起しているにもかかわらず**減少が見られない**うえ、**一度発生してしまうと社会的影響が大きい**。

そこで、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

### 重点安全対策項目

#### ①【架空線に対する事前確認】

- ・ 架空線等の施設について、施工前に現地調査を実施し、種類、位置（場所・高さ等）、管理者を確認するとともにオペレーター等の作業員へ周知し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底する。また、準備作業時や予定外作業時においても、架空線等の存在を失念しないよう周知を徹底する。
- ・ 架空線付近で作業する場合は、電線防護等を行った上で、所定の間隔を確保して作業すること。

#### ②【地下埋設物に対する事前調査】

- ・ 地下埋設物の存在が予想される箇所は、作業に先立ち図面等の照合、埋設物管理者の立会を必ず行うと共に、試掘等により地下埋設物の確認を行うこと。
- ・ 設計図書に記載がない場合でも、掘削を行う作業があるときには、埋設物の有無の確認を行うこと。
- ・ 郊外地、山間地の場合であっても埋設物を十分に確認すること。
- ・ 埋設物の近傍では、手掘りにより慎重に施工し、安易に機械掘削を行わないこと

#### ③【目印表示、作業員への周知】

- ・ 工事関係者に架空線や埋設物位置を周知するため、目印表示等を設置するとともに、作業員に対して周知・徹底すること。

#### ④【監視員の配置】

- ・ 建設機械による作業を行う場合には、必要に応じ監視員を配置すること。

#### ⑤【アーム・荷台は下げて移動】

- ・ 架空線等付近にてバックホウ、ダンプトラック、移動式クレーン等の建設機械を移動するときは、必ずアームや荷台を下げるよう指導を徹底する。

(※平成 31(2019)年度新規項目：\_\_\_\_\_)

## IV. 足場・法面等からの墜落による人身事故防止

平成 30(2018)年度においては、足場・法面等からの墜落事故が 2 件発生した。

2 件共に**作業員が 4 日以上休業する事故となっている**ことから、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

### 重点安全対策項目

#### ①【作業方法及び順序の周知】

- ・足場・法面等の墜落の恐れのある場所では、工事関係者に対して安全帯の着用など、作業方法や作業手順を周知徹底する。また、作業手順書等においては現場条件を十分考慮し、実際に現場において作業可能なものを検討することを徹底するとともに、それに応じた墜落防止対策を講じること。

#### ②【墜落防止設備の設置、使用】

- ・足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び、「手すり先行工法等に関するガイドライン」の遵守により、安全帯を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。

#### ③【安全通路の設定、周知徹底】

- ・墜落の恐れのある場所では、作業員が安全に移動できる通路を確保し、安全通路であることを表示する。

#### ④【「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守】

- ・「ロープ高所作業」を行う場合は、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施など、労働安全衛生規則第 539 条を遵守する。

(※平成 31(2019)年度新規項目：\_\_\_\_\_)

## V. 熱中症の防止

平成 30(2018)年度においては、猛暑の影響もあり熱中症が 5 件発生しており、**今後も増加することが懸念される。高温多湿な作業環境下では必要な措置を行わなければならない。**そこで、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

### 重点安全対策項目

#### ① 【良好な作業環境の確保】

・ 作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT（暑さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。

#### ② 【作業時間の見直し、対策実施状況の確認】

・ 作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。

#### ③ 【作業員等の健康状態チェック】

・ 高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。

#### ④ 【緊急時の対応】

・ 作業員等の身体に異常が見られた場合は、直ちに必要な措置（冷却や水分・塩分の補給）を行うとともに、自力で水分の補給ができない場合等は躊躇せず緊急で医療機関へ搬送すること。

(※平成 31(2019)年度新規項目：\_\_\_\_\_)

※暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature)

熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示されるが、その値は気温とは異なる。暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標である。

暑さ指数(WBGT)は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されている。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJIS Z 8504「WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業員の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されている。

(出典：環境省「熱中症予防情報サイト」)